

施策の柱1 一人ひとりを尊重し合う意識づくり

基本方針1 性とジェンダー平等を基本とした教育・学習の推進

現状と課題

継続的に人権・男女共同参画に関する情報発信や学ぶ場の提供を行っており、住民調査によると学校教育や地域活動の場における男女平等の認識が高まり、固定的役割分担意識の解消が進んでいます。一方で、新型コロナウイルス感染症などにより対面での講座・研修の実施が困難であったことも踏まえ、今後は対面の手段に限らない学習の場・方法を検討するとともに、住民や企業、学校などにおいて必要とする情報を把握し、継続的に啓発を行う必要があります。

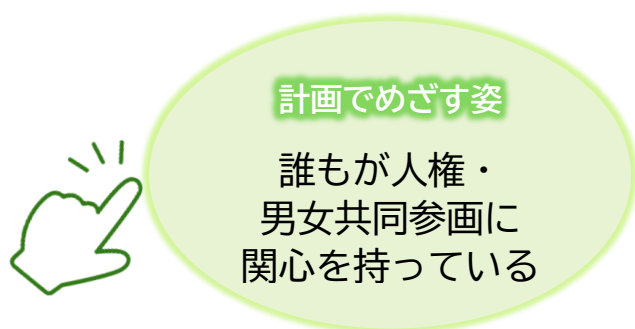
今後の方針

住民が人権・男女共同参画に対する理解を深め、互いの生き方を尊重し、思いやり、認め合う社会の実現につながるよう、多様な媒体を通じた意識啓発や学習機会の提供に努めます。

計画の指標

指標	目標値(R11)※
人権、男女共同参画に関する研修会への参加者数【人権啓発課】	200人／年
男女共同参画計画のミニ通信の認知度【人権啓発課】	55.8%(R5)⇒60.0%

※R11は令和11年度を指します



✓ 施策① 人権尊重・男女共同参画に関する啓発・学習機会の提供

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
人権尊重・男女共同参画に関する意識の啓発	・広報誌や町ホームページ、SNS⁹など多様な媒体を活用して啓発を行います。 ・人権、男女共同参画にかかる啓発期間にパネル展示などの啓発活動を実施します。 ・「精華町第2次人権教育・啓発推進計画」を周知します。 ・計画的に人権啓発研修を行います。 ・他団体と連携し、人権尊重・男女共同参画に関する研修を行います。	人権啓発課
	・町関係部署と連携して、町職員への情報発信を行います。	総務課
講演会・各種講座などの学習機会の充実	・妊娠期に実施するマタニティフェアなどへ父母共の参加を促し、育児への男女共同参画を推進します。	健康推進課
	・女性団体などと協力し、講演会や講座を開催します。 ・女性団体などの情報誌の発行を支援します。	生涯学習課
	・男女共同参画講座を開催します。	人権啓発課
	・講演会や講座の開催時に託児サービスを実施します。	関係各課
図書館と連携した女性問題と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実	・男女共同参画週間などの啓発期間のテーマに合わせて、資料を収集し、住民に提供します。	生涯学習課
多様な性のあり方への理解促進	・多様な性に関する啓発を行います。	人権啓発課

✓ 施策② 性とジェンダー平等に関する教育・学習の充実

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における学習の場の活用	・性別にとらわれることなく、人権を尊重するための人権教育を充実します。 ・国際理解教育を推進します。	教育支援室
教職員への研修の充実	・人権や男女共同参画に関する研修会へ教員が積極的に参加できる体制をつくります。	
性に関する教育・学習の充実	・性に関する指導や互いを思いやる心をはぐくみます。	
多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実	・小中学校で職場体験を行い、多様な分野に関心をもたせるキャリア教育を行います。 ・制服の選択の自由など、教育的ニーズに応じた支援をします。	

⁹SNS：Social Networking Service の略称であり、インターネットを介して、友人・知人間のコミュニケーションの促進や、新たな人間関係の構築ができるサービスの総称。

✓ 施策③ 企業・各種団体における意識啓発

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底	・町関係部署と連携して、企業への適切な啓発資料の配布などを行い、必要な情報周知を図ります。	商工推進室
	・企業に対して男女共同参画に関する実態調査を行い、意識啓発を図ります。	人権啓発課
積極的改善措置（ポジティブ・アクション） ¹⁰ の普及	・商工団体並びに企業向け人権啓発研修会への参加を推奨します。	商工推進室
	・企業・各種団体に啓発映像など、学習教材の提供を行います。 ・一般事業主行動計画の周知・啓発を行います。	人権啓発課
職場などでの各種ハラスメントの防止推進	・庁内機関紙などで相談窓口の情報発信・啓発を行います。	総務課
	・各種ハラスメントに関する啓発映像、参考図書を企業に貸出します。	人権啓発課

【男女共同参画講座の様子】



¹⁰積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団（女性や少数民族など）に対して、政治や就学・就労などの参画の機会を確保するため、割当て枠や目標値を設定するなど一定の範囲で特別な機会を提供することなどによって、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な優遇措置。

基本方針2 メディアにおけるあらゆる人の人権を尊重する

現状と課題

表現のガイドラインを活用し、職員におけるメディア・リテラシー¹¹の向上を図っています。インターネット技術の進歩により、パソコンやスマホなどの携帯電話が急速に普及し、現在、SNSを多くの人が使用しています。生活の身近な場面で様々な情報に触れる機会が多くなっているため、引き続き取り組みを充実することが望まれます。

今後の方針

メディアが社会や生活に及ぼす影響について理解を促すとともに、メディアの多様化や情報化の進展に対応できるよう、メディア・リテラシーの向上を支援します。

計画の指標

指標	目標値(R11)
表現ガイドライン ¹² に基づいた職員研修の継続的な実施【企画調整課】	1回実施／年
広報誌や町ホームページにメディア・リテラシーに関する記事を掲載【人権啓発課】	1回実施／年



計画でめざす姿

誰もがメディア・リテラシーを学べる場が提供されている

✓ 施策① メディア・リテラシーに関する啓発

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
メディア・リテラシーに関する周知と啓発	・ 広報誌や町ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用して啓発を行います。【再掲】	人権啓発課

✓ 施策② 広報・出版物における表現の適正化推進

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
町の刊行物などにおけるガイドラインの活用	・ 表現ガイドラインに基づいて広報誌など作成のための職員研修を実施します。	企画調整課
	・ 町関係部署と連携して、表現の適正化に関する情報提供を行います。	人権啓発課

¹¹メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを選択し発信する能力のことをいう。メディアによる画一的な男性女性の描き方や、性差別表現を見直すためにも重要であり、メディアの情報を鵜呑みにしないで、批判的に読解する能力が求められている。

¹²ガイドライン：国や自治体・企業などが、関係者が取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。

基本方針3 生涯を通じた健康を支援する

現状と課題

本町における各種健診・検診の受診率は向上に至っていませんが、新型コロナウイルス感染症による集団健診の中止などの影響もあったため、引き続き受診促進に向けた環境の整備と、一人ひとりが互いの身体的性差を十分に理解し、健康への意識の向上を図ることが必要です。

また、本町では精華町こころの相談室を開設していますが、比較的若い年代の利用者が年々増加している現状にあり、より多くの人が利用できるよう、継続的な開設が必要です。

今後の方針

誰もが生涯を通じた健康について正しい知識を持ち、安心して生活することができるよう、啓発活動を充実し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)¹³に関する理解の促進を図るとともに、保健・医療・福祉が連携し、適切な医療や支援を受けることができる体制を整備します。

計画の指標

指標		目標値(R11)
各種健診の受診率の向上【健康推進課】	・子宮がん検診	38.6%(R4)⇒50.0%
	・乳がん検診	37.0%(R4)⇒50.0%
	・特定健診	37.5%(R4)⇒65.0%
精華町こころの相談室の定期的な実施【人権啓発課】		60 回実施／年
せいか 365 プロジェクト ¹⁴ 参加者数【健康推進課】		101 名(R3)⇒200 名
リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発の実施【人権啓発課】		1回以上実施／年



計画でめざす姿

誰もが健康を維持
するための環境が
整っている

¹³リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること、そして、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことをいう。つまり、女性が差別、強制、暴力を受けることなく安全に妊娠・出産を享受でき、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人産むかなどを決める自由を持ち、そのために必要な身体・健康を生涯にわたって管理するために正確な知識や情報と手段を得ることができること。

¹⁴せいか 365 プロジェクト：町が推進する、「住民参加型の健康づくりプロジェクト」。①精華町健康増進計画の推進②参加するメンバーが健康・元気になれる③活動を通じて地域に健康・元気の輪が広まることを目指している。

✓ 施策① 生涯を通じた健康の保持推進

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
生涯を通じた健康保持、健康を脅かす問題についての対策	・ 町民が健康づくりに主体的に取り組めるよう、せいか 365 プロジェクトの住民参画の推進やイベント等での健康づくりの啓発を行います。 ・ 妊婦健康診査受診券を交付し、妊婦の健康保持を図ります。 ・ 健診後の保健指導を実施し、健康の維持増進を図ります。 ・ 不妊・不育治療に対する費用を助成し、妊娠を望む夫婦を支援します。	健康推進課
	・ 特定健診の啓発を行います。	国保医療課
	・ がん教育など健康に関する教育を行います。	教育支援室
リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	・ 妊娠期の体の変化について父が妊娠疑似体験を行うことにより理解を深めます。 ・ 女性がん検診などの啓発を行います。 ・ 検診に託児を設け、受診しやすい体制を整えます。	健康推進課
	・ 広報誌や町ホームページ、SNS など多様な媒体を活用して啓発を行います。【再掲】	人権啓発課

✓ 施策② 保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備	・ 地域包括ケアシステムの深化に向けて、関係機関との連携強化を図ります。	高齢福祉課
	・ 障害児者相談において、個別ケースでの保健・医療、福祉との連携体制を図ります。	社会福祉課
	・ 健診の結果説明会や医師による健康講演会及び相談などを実施します。 ・ 母子健康包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたり、必要に応じて関係機関と連携し、相談支援業務を行います。	健康推進課
	・ 精華町こころの相談室を開設します。【再掲】	人権啓発課

【せいか祭りでの生理教室の様子】



基本方針4 住民活動で多様な人材が活躍できるよう支援する

現状と課題

ボランティアに関する各種講座を継続的に実施していますが、地域での居場所づくりなどの活動を担う人材の不足が見受けられます。

今後の方針

活力ある地域社会の形成には、多様な人材の活躍が重要です。活気ある住みよい地域づくりを推進していくために、誰もが地域社会の一員として地域活動を担うことができるよう支援します。

計画の指標

指標	目標値(R11)
女性人材リストの登録者数【人権啓発課】	1人増加／年
各種講座情報の発信【生涯学習課】	2回実施／年
地域福祉の担い手の養成に関する講座の受講者【社会福祉課】	20人／年
介護予防に取り組むサポーター養成数【高齢福祉課】	10人／年



✓ 施策① 女性の能力開発の機会充実

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
相談窓口の設置	・ 女性職員を対象とした能力開発推進に向けて研修を行います。	総務課
	・ 職員（保育士・給食調理員・相談員など）研修を実施し、スキルアップを図ります。	子育て支援課
	・ 子育て支援事業の中で様々な相談に対応します。	子育て支援センター
	・ 社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動に関する相談窓口を設置します。	社会福祉課
	・ 支援機関による相談窓口の情報を提供します。	人権啓発課
	・ 消防団女性部による防災などの相談を実施します。	消防本部
情報提供などの活動支援	・ 町職員に対し、女性対象の研修を含む各種研修の情報を提供します。	総務課
	・ 女性団体などへの情報提供と活動支援を行います。	人権啓発課
	・ 企業の社会的責任についての情報を提供します。	商工推進室
	・ 女性団体などの情報誌の発行を支援します。【再掲】 ・ 府などで開催される各種講座情報を提供します。	生涯学習課
	・ 住民の希望に応じて救命講習や応急処置講習を行います。 ・ 地域団体に町の防火防災体制を理解してもらう取り組みを行います。	消防本部
男女共同参画の活動を促進する人や団体の育成と発掘	・ 女性人材リスト ¹⁵ の登録を推進します。	人権啓発課

✓ 施策② 住民活動への支援充実

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
ボランティア活動やNPOを支援する環境整備	・ 地域公共人材の育成や、公共的活動を支援します。	自治振興課
	・ 地域福祉の担い手の養成に関する研修会を実施し、連携強化を図ります。	社会福祉課
	・ ボランティアの人材育成のための講座を町内各集会所で実施し、地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターを養成します。 ・ シルバー人材センターと協働し、高齢者の働く場や社会参加等の機会づくりを促進及び生活支援に取り組みます。	高齢福祉課
	・ 地域活動等への女性の参加を働きかけます。	関係各課

¹⁵女性人材リスト：「精華町男女共同参画・女性人材リスト登録実施要綱」（平成23年3月1日要綱第12号）に規定する人材リスト。政策方針決定過程や各種活動などへの女性の参画を促進するため、さまざまな分野に渡る人材を登録し、人材の情報の提供を行うことにより、女性の活躍の場の確保と男女共同参画社会の実現を図ることを目的とし、各種審議会、委員会などの委員の選出や研修会、講演会などの講師などの人選を行うときに活用する。

施策の柱2 一人ひとりが活躍できるまちづくり

基本方針5 誰もが働きやすい環境を整備する【女性活躍推進計画】

現状と課題

本町でも女性の労働力率は上昇し、女性の社会進出が進んでいる傾向がみられる一方で、依然として職場において男性優遇と感じている割合が高くなっています。

今後の方針

働きたい女性が能力を十分に発揮して活躍できる職場環境づくりの促進に向け、周知啓発の充実、就労支援に関する取り組みを推進します。

また、本町においても「女性活躍推進法¹⁶」に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを推進します。

計画の指標

指標	目標値(R11)
町行政組織における女性管理職比率(課長級以上)【関係各課】	17.8%(R5)⇒25.0%以上
町行政組織における意思決定にかかわる女性の管理職数(部長級以上)【関係各課】	0人(R5)⇒1人以上
育児休業取得対象職員への制度周知の実施率【総務課】	100.0%
男性職員の育児休業取得率(実際の取得者数/対象職員数)【総務課】	88.9%(R5)⇒100.0%
農産物加工グループの女性会員数【農政課】	18人(R5)⇒30人以上
子育て世代における女性の労働力率(労働人口/女性の人口)【自治振興課】	(30～34歳) 74.0%(R5)⇒80.0%
	(35～39歳) 70.0%(R5)⇒73.0%



¹⁶女性活躍推進法：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）は平成28年（2016年）4月から施行され、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主（一般事業主）の各主体において女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律。

✓ 施策① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
役職への女性の登用促進	・ 女性管理職の登用を働きかけます。	関係各課
	・ 女性が能力を発揮しやすい環境整備につながる意識を醸成します。	
	・ 女性管理職の登用を積極的に実施するとともに、登用後のフォローを行います。	総務課
男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法などに関する啓発	・ 教職員の管理職登用の事前研修などへの女性の参加を働きかけます。	教育支援室
	・ 町職員研修で、「人権・男女共同参画」の時間を設けます。	総務課
	・ 女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の策定に関する広報を行います。	
職場内研修実施の促進	・ 町関係部署と連携して、企業への適切な啓発資料の配布などを行い、必要な情報の周知を図ります。【再掲】	商工推進室
	・ 広報誌や町ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用して啓発を行います。【再掲】	人権啓発課
	・ 町職員研修で、「人権・男女共同参画」の時間を設けます。【再掲】	総務課
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する周知	・ 男女共同参画に関する職員研修を行います。	人権啓発課
	・ 広報誌や町ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用して啓発を行います。【再掲】	人権啓発課
雇用における男女の機会均等と平等待遇の推進	・ 男女関係なく、町職員の採用基準や給与など待遇の公平性を保ちます。	総務課
	・ 男性の育児休暇の取得に関する周知を図ります。	
	・ せいかジョブポイント ¹⁷ による常設の相談窓口の周知を図ります。	社会福祉課

¹⁷せいかジョブポイント：精華町とハローワーク京都田辺が協同で生活相談から就労支援までを一体的に行う就労相談窓口。

✓ 施策② 農業・商工業における男女共同参画の促進

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
家族経営協定 ¹⁸ 締結の促進・支援	・関係団体に働きかけ、家族経営協定締結の促進・支援を行います。	農政課
商工会による男女共同参画の取り組み支援	・町関係部署と連携して、適切な啓発資料の配布などを行い、周知します。【再掲】	商工推進室
女性への技術・経営などの研究機会の拡充・促進	・農産物加工グループの活動並びに研修を支援します。	農政課
	・商工会女性部の活動並びに研修を支援します。	商工推進室

✓ 施策③ 女性の再就職・起業、経済的自立への能力開発の機会の充実

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
研修・講演会の実施・充実	・女性団体と協力し、講演会や講座を開催します。【再掲】	生涯学習課
	・支援機関の情報提供を行います。	人権啓発課
	・関係機関、町関係部署と協働し、就職講座などを実施します。 ・女性を対象とした就労支援セミナーを開催します。	社会福祉課
相談窓口の設置	・人権センターで求職相談を実施します。	人権啓発課
女性の起業への支援	・起業のための情報提供や講座などを行います。	人権啓発課
	・起業している女性と、起業を希望する女性同士が交流できる場に関する情報を提供します。	商工推進室
情報の収集・提供体制の整備	・せいかジョブポイントで就労先の情報を提供します。	社会福祉課
	・ハローワークなどからの就職支援に関する情報を提供します。	人権啓発課

¹⁸家族経営協定：農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、女性の地位向上と後継者の確保、民主的な家族関係の確立をめざして、家族間で話し合っ、営農計画の作成、労働報酬などの収益の分配方法、労働時間や休日などの就業条件、資産譲渡などについてのルールを文書で取り決めておき、互いが良きパートナーとして参画できるよう家族経営の近代化を図ろうとするもの。

基本方針6 みんなでまちづくりに取り組む

現状と課題

本町における審議会の女性委員登用割合は少しずつ上昇しており、令和5年度(2023 年度)には36.1%に達しており、女性委員の委嘱を進めるだけでなく、託児サービスの実施など、誰もが参画しやすい仕組みづくりが進んでいます。

今後の方針

企業や自治会など様々な地域組織・各種団体の方針決定の場における女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行い、男女がともに参画する地域づくりを進めます。

また、様々な国籍や文化の違いを認め合い、誰もが暮らしやすい、多文化共生社会の実現を目指します。

計画の指標

指標	目標値(R11)
審議会などの女性委員登用割合【関係各課】	36.1%(R5)⇒45.0%以上
日本語教室の開催【企画調整課】	45 回開催／年
公共的活動団体 ¹⁹ 数【自治振興課】	248(R5)⇒270



¹⁹ 公共的活動団体:法人格の有無を問わず、公共公益的な活動を営む団体のことで、社会福祉協議会やNPO 法人をはじめ、文化スポーツ団体、環境美化ボランティア団体や福祉ボランティア団体など様々な団体があります

✓ 施策① 地域自治活動への男女共同参画の促進

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
地域自治推進体制の再整理	・ 議会報告会での託児サービスを実施します。	議会事務局
団体などの役職への女性の登用促進	・ 関係団体への登用促進を働きかけます。 ・ 地域の関係団体での話し合いにおいて、女性の声を取り入れていくよう働きかけます。	関係各課
先進情報の提供	・ ホームページや広報、SNSなど多様な媒体を活用し、先進情報の住民周知を行います。	企画調整課
	・ 男女共同参画審議会の会議録をホームページで公開します。	人権啓発課

✓ 施策② 多文化共生社会の実現

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
外国人住民が安心して暮らせるまちづくり	・ 住民の多文化共生意識の啓発と、外国人住民が積極的にまちづくりに参画しやすい環境づくりを進めます。 ・ 外国人住民が子育てしやすい環境づくりを行います。 ・ 生活に関する英語版の情報を提供し、外国人に対し生活支援を行います。 ・ 災害時を想定した外国語版防災マップの更新及び配布を行います。	企画調整課



基本方針7 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる

現状と課題

女性の社会進出は進んでいるものの、町民調査の結果から、依然として家事・育児・介護を女性が担っている状況が見受けられます。また、同調査では、育児・介護の負担軽減に向けた施設やサービスを望む意見が多くなっています。

今後の方針

誰もが希望するワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できるよう、性別役割分担意識の解消、男性の家事・育児・介護への参画に向けた啓発、参画を推進するための働き方改革の促進、子育てや介護を支援するサービスの充実に努めます。

計画の指標

指標	目標値(R11)
ワーク・ライフ・バランスの理想と現実が一致している人の割合(アンケート)【人権啓発課】	39.8%(R5)⇒45.0%以上
母子手帳アプリ「母子モ」の男性登録者数【健康推進課】	49人(R5)⇒増加
パパママ講座の実施回数【子育て支援センター】	14回実施／年
地域子育て支援拠点事業の実施回数【保育所】	180回実施／年
マタニティフェアの実施回数【健康推進課】	4回実施／年
地域包括支援センターの認知度【高齢福祉課】	68.8%(R5)⇒上昇



✓ 施策① 育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底	・町関係部署と連携して、企業への適切な啓発資料の配布などを行い、必要な情報の周知を図ります。【再掲】	商工推進室
企業対象の研修会実施	・商工団体並びに企業向け人権啓発研修会への参加を勧奨します。【再掲】	
仕事と家庭の両立支援に関する助成金などの周知	・企業への両立支援等助成金など、仕事と家庭の両立支援に関する制度の周知を図ります。	
多様な働き方の周知	・企業への短時間勤務制度やフレックスタイム制 ²⁰ 、テレワークなどをはじめとした多様な働き方の周知を図ります。	

✓ 施策② 家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	・わかりやすい町広報誌、ホームページに情報を掲載し、子育て支援事業の周知を図ります。	子育て支援課
	・子育て情報誌を発行します。	子育て支援センター

✓ 施策③ 家庭生活における男女共同参画の推進

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
男性の家事・子育てなどの技術の習得支援	・子育て支援センターや各保育所において、土曜日の園庭開放など子育て支援事業の実施、充実に努めます。	子育て支援課
	・保育実習を受け入れ、子育てや保育技術を学ぶ機会とします。	保育所
	・父親の育児参加の場を設け、情報提供を行います。 ・父母が一緒に子育てする体制づくりに取り組みます。	子育て支援センター
	・親子ふれあい遊び、運動遊びなどを開催します。	健康推進課
男性への子育てに関する情報発信	・母子手帳アプリ「母子モ」を活用し、父への情報発信を行います。	健康推進課
	・男性の育児に関する啓発を行うとともに、父親向けの啓発情報について、母子モと連携できるように担当課と調整します。	人権啓発課
男性が参画しやすい子育てや介護の条件整備	・運動会や発表会、保育参観などへの父親の参加を促します。 ・子育て支援事業に、在宅親子が参加しやすい状況をつくります。	保育所
	・各種教室や講座などを土曜日に開催し、父親の参加しやすい場を提供します。	子育て支援センター
	・男性を対象とした料理教室を開催します。 ・マタニティフェアを土曜日又は日曜日に実施し、父が参加しやすいものとしします。	健康推進課

²⁰フレックスタイム制：労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度です。

☑ 施策④ 子育て、介護など支援体制の充実

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
地域における育児・介護などの支援体制づくり	・各種保育サービスの充実を図り、育児相談や子育て支援事業を実施します。 ・放課後児童クラブの施設の改修など、放課後児童クラブ運営環境の充実に努めます。 ・NP、BPプログラム²¹を実施し、子育てに悩みを感じている親を支援します。 ・ファミリー・サポート・センター²²など、地域で気軽に受けられる仕組みを整備します。	子育て支援課
	・在宅親子の集える場を設定し、育児相談や遊びの場を提供します。 ・保育所の祖父母や地域の高齢者との交流を深める場を設定し、世代間交流を図ります。 ・保育所における相談支援体制のより一層の充実に努めます。	保育所
	・各種子育て支援事業を実施し、妊婦の時期から育児支援を行う体制づくりをします。 ・発達の気になる子どもに対して講座を開催するなど支援の充実を図ります。 ・子育て地域パートナー養成講座を実施します。	子育て支援センター
	・乳幼児健診時などを活用し、育児相談を行います。 ・子どもの発達に不安を持っている親が相談できる機会をつくれます。 ・母子保健事業において、妊娠期から子育て期にわたり、相談や育児支援を行います。	健康推進課
	・子育て介護分野などの関係機関と連携し、相談支援活動を実施します。	社会福祉課
	・地域包括支援センター²³において、様々な介護にかかる諸問題に対応します。	高齢福祉課

²¹NP、BPプログラム：NPはNobody's PerfectProgramの略で、カナダ生まれの親支援プログラム。NPは1～5歳のお子さんをお持ちの親が対象なのに対し、BPは、ベビープログラム（Baby Program）とも呼ばれ、1歳に満たない初めての赤ちゃんをお持ちのお母さんが対象のプログラム。

²²ファミリー・サポート・センター：地域において、子どもの預かりなどの援助を受けたい人で行いたい人が会員登録し、育児などの子育てについて助け合う事業。

²³地域包括支援センター：公正・中立な立場から、高齢者の地域における総合相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。

基本方針8 政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する

現状と課題

本町における審議会は9割以上で女性委員が参画しており、引き続き性別にかかわらず、政策・方針決定の場に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、審議会以外の場において誰もが活躍できるよう支援が必要です。

今後の方針

様々な分野における政策・方針決定の場への女性参画の促進は、社会に多様性と活力をもたらし、誰もが生きやすい社会づくりにとって非常に重要です。女性自身の意識や行動の改革促進、女性の能力開発支援に加え、各種会議への女性の積極登用を行います。

計画の指標

指標	目標値(R11)
女性指導者養成研修修了者数【人権啓発課】	2人以上／年
女性委員のいる審議会の割合【関係各課】	91.0%(R5)⇒100.0%
女性人材リスト新規登録者【人権啓発課】	1人増加／年
審議会の会長・副会長の男女の割合【関係各課】	男女ともに 50.0%



✓ 施策① 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成	・女性人材リストへの登録を推進します。【再掲】 ・講座、講演会などを計画的に実施します。	人権啓発課
研修・講演会の実施・充実	・女性団体などと協力し、講演会や講座を開催します。【再掲】 ・女性団体などの情報誌の発行を支援します。【再掲】	生涯学習課
	・地域のリーダーを育成する研修などへの参加を促進します。 ・関係団体と連携し、計画的に講座、講演会を実施します。	人権啓発課

✓ 施策② 委員会、審議会などへの女性の積極登用

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
目標を設定した女性登用の促進	・審議会などにおける女性委員の登用・選出を促進します。	関係各課
委員の公募制の推進	・審議会などにおける公募制を進めます。	
委員会などの夜間・休日開催の検討	・イベント開催時に保育室を設け、小さい子どもを持つ保護者が参加しやすいよう配慮します。 ・会議の開催を、昼間に限らず様々な委員が参加しやすい時間帯とします。	
人材データベースの整備・活用	・庁内における女性人材リストの活用を勧めます。	人権啓発課



施策の柱3 一人ひとりが安心して暮らせる環境づくり

基本方針9 誰もが安心して暮らせるまちをつくる【困難女性支援基本計画】

現状と課題

高齢者や障害のある人、子育て世帯、ひとり親世帯や、外国人住民など、支援を必要とする人・世帯が複合的な課題を抱える場合に、地域で安心して生活するための支援体制が望まれています。

また、近年全国的に災害が頻発していますが、過去の災害時において女性の視点に配慮した取り組みが不足していたことが問題となっています。

今後の方針

関係部署や関係機関、住民活動団体などと連携し・協力し、様々な困難を抱えた人の自立につなげるための支援、家庭や地域において健康で安心して暮らせるための支援、誰もが家庭生活をいとなみながら、働くことができるための支援・サービスの充実に努めます。

災害時における男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点を入れた災害対策を関係部署と推進します。

計画の指標

指標	目標値(R11)
精華町こころの相談室の開設【人権啓発課】	60 回開催／年
人権・なやみごと相談の定期開催【人権啓発課】	12 回実施／年
避難所運営訓練の実施【危機管理室】	1回実施／年
住民主導の「通いの場」の実参加者数【高齢福祉課】	1148 名(R5)⇒2024 名



☑ 施策① 様々な困難を抱えた人の人権を守る

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
暴力、虐待、差別などを根絶するための体制整備、予防・啓発の充実	・精華町こころの相談室を開催します。 ・庁内連携会議を開催します。 ・性の多様性に関する啓発を行います。	人権啓発課
	・広報誌、町ホームページで啓発を行うとともに、SNSなどの活用も含めた多様な媒体での啓発を検討します。 ・児童虐待防止啓発月間の啓発期間に合わせて、庁舎内外での啓発活動を行います。 ・さらなる家庭相談員の知識・専門性向上のための研修会の受講を行います。	子育て支援課
	・子育て支援センター利用者への啓発を行います。 ・臨床発達心理士が対応できる相談の場を設けます。	子育て支援センター
	・町自立支援協議会において、障害のある人の虐待予防・啓発・発生時の体制を整備します。	社会福祉課
	・高齢者の相談体制を整備します。 ・地域包括ケアシステムの深化に向けて、関係機関との連携強化を図ります。	高齢福祉課
様々な困難を抱える人々への支援	・山城南圏域の障害者自立支援協議会と連携し、医療的ケア児や発達障害、就労支援などに関する研修会等を実施するとともに、障害のある人の相談体制の充実を図ります。 ・高齢、障害、子育て、生活困窮などの各福祉分野関係機関と連携し、重層的な支援体制を整備します。	社会福祉課
	・人権・なやみごと相談を定期的に行います。 ・精華町こころの相談室を開設します。 ・様々な困難を抱える女性等に対する居場所づくり事業の実施	人権啓発課
	・生活に関する英語版の情報を提供し、外国人に対し生活支援を行います。 ・外国人住民が子育てしやすい環境づくりを行います。【再掲】	企画調整課
	・ひとり親家庭に対する生活相談支援を実施します。	子育て支援課
	・住民主導の「通いの場」の実施	高齢福祉課

✓ 施策② 防災・災害時の男女共同参画の推進

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
防災・災害時の配慮に関する意識啓発や支援	・ 防災訓練や講話、自主防災会の活動などの機会を通じて、被災時の女性保護などに対する意識を啓発します。	消防本部
	・ 災害時を想定した外国語版防災マップの更新及び配布を行います。	企画調整課
	・ 災害時における要配慮者への対応を学習する場を設けます。 ・ 避難所運営マニュアル作りの中で多様な視点での意見を取り入れていきます。 ・ 女性防災リーダーの育成・登用支援を行います。	危機管理室
特別な配慮を必要とした人の視点に立った避難所の設置・運営	・ 災害時の特別な配慮を必要とする人向けの備蓄品の用意について、各家庭に呼びかけや啓発を行います。 ・ 男女別のトイレ、更衣室、授乳室、洗濯干し場など、プライバシーや安全・安心に配慮した避難所運営を行います。	
多様な視点での地域防犯対策の充実	・ 地域の見守り活動の促進や、防犯カメラの導入により安全に生活できる地域づくりを進めます。	



基本方針 10 あらゆる暴力を根絶する【DV防止基本計画】

現状と課題

町民調査によると、配偶者や交際相手(パートナー)などの身近な人からの暴力を受けた経験について、その種類ごとに男女共に 0.5～2割の経験がある現状にあります。また、DVを受けた後に相談をしなかった割合が女性で 62.3%、男性で 77.0%と多くの人が被害認識の薄さや自分を責める傾向から相談につながっていないことが示されています。

今後の方針

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

暴力の根絶に向け、あらゆる暴力を容認しない社会づくりに向けた啓発を充実するとともに、被害者の安全な保護から自立までの切れ目のない支援体制を強化します。

計画の指標

指標	目標値(R11)
DV経験後に相談をしなかった人の割合の減少(アンケート調査) 【人権啓発課】	67.0%(R5)⇒0.0%
身体的、精神的、経済的、性的、社会的暴力の認知度(アンケート調査) 【人権啓発課】	100.0%
相談業務従事者での意見交換会の開催【人権啓発課】	1回開催／年
DV 防止 ²⁴ 啓発資材等の作成・配布【人権啓発課】	600 部／年



²⁴DV防止法：配偶者暴力防止法（DV防止法）は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成 13 年（2001 年）、議員立法により成立した法律。

✓ 施策① DV防止に関する啓発

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
DVに関する周知と啓発	- あらゆる暴力・人権侵害の情報の収集と提供を行います。 - 広報誌や町ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用して啓発を行います。【再掲】 - DVに関する講座案内などの情報提供を行います。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパープルリボン・プロジェクトとパネル展示を行います。	人権啓発課
DV被害者への情報提供	DVに関する書籍などの情報提供を行います。	生涯学習課
	- DV防止啓発冊子・相談カードを作成・配布します。 - 関係機関と協働し、DVに関する講座を実施します。	人権啓発課

✓ 施策② 子ども、若年層への予防啓発の推進

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
デートDV ²⁵ 防止に向けた啓発	中学生を対象とした授業を実施します。	教育支援室
性暴力被害防止・予防のための啓発	「若年層の性暴力被害予防月間」などを活用した啓発活動を実施します。 - アダルトビデオ出演強要問題やJKビジネス問題²⁶に関する予防啓発を行うとともに、被害にあった際の相談窓口を周知します。	人権啓発課

【女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展示の様子】



²⁵デートDV：DVの中で、結婚していない恋人同士、学生や若い世代で起きる暴力を特に「デートDV」と呼ぶ。

²⁶JKビジネス問題：児童の性を売り物にする営業の一つ。女子高校生などの18歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、裏オプション等と称し、児童による性的なサービスを客に提供させているものの問題。

☑ 施策③ DV被害者に対する相談などの支援

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
相談窓口の周知、相談体制の充実・強化	・DV相談に対応します。 ・町関係部署と連携して相談・支援を行います。 ・女性の人権問題の相談先を紹介します。 ・男性相談の情報提供を行います。	人権啓発課
	・支援措置対象者に関する交付制限などの情報について町関係部署と情報共有を行います。 ・住民票の異動に関わる相談でDVなどの被害が疑われる場合はDV担当課と連携し対応します。 ・社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関連した被害者の情報管理を徹底するとともに、被害者への周知を図ります。	総合窓口課
関係機関との連携強化	・町関係部署と外部の関係機関でケース会議を開催し、DV被害者の支援を行います。 ・要保護児童対策地域協議会²⁷と連携して、DV被害者と子どもへの支援体制を整備します。	人権啓発課

☑ 施策④ DV被害者の安全確保と自立支援

事業名	具体的な取り組みと概要	担当部署
DV被害者の保護	・緊急性の高いケースや本人が希望される場合は、府や民間支援団体などの一時保護を活用し、迅速・円滑な一時保護を行います。	人権啓発課
DV被害者の自立支援	・府や他自治体などと連携するとともに、重層的支援体制に基づき庁内関係課と連携し、自立にむけた支援を行います。 ・被害者の心理的ケアに努めるとともに、本人の意思を尊重した支援を行います。	
関係機関との連携・協働	・関係機関との連携・協働体制を充実します。	

²⁷要保護児童対策地域協議会：福祉・教育・保健医療機関などの関係者で構成し、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童（保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の適切な保護を図るため、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童及びその保護者に対する支援の内容に関する協議を行う。